

東根市技能功労者褒賞規程

(趣旨)

第1条 この規程は、技能者の社会的、経済的地位の向上を図り、技能尊重の気風を培うため、優れた技能者の褒賞について、必要な事項を定めるものとする。

(褒賞対象の範囲)

第2条 褒賞は、東根市に居住し、又は市内の小規模事業所（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項によるもの）等に就業する者のうち、次に掲げる技能者について行うものとする。

（1） 大工、左官、家具建具、畳、造園、時計修理、塗装、板金表具、配管、電気、食料品製造、注文洋服、建設、理容美容、寿司、割烹、料理飲食、クリーニング及び印章の職種

（2） その他前号に準じ、市長が適當と認める職種

(褒賞の基準)

第3条 褒賞は、前条に規定する者が、次に掲げる要件に該当すると認められる場合に行うものとする。

（1） 技能者として経験年数30年以上の者又は経験年数20年以上で卓越した技能を有し、かつ、年令が概ね50才以上の者

（2） 他の技能者の模範と認められる者又はその職業における指導的立場にある者

(審査委員会)

第4条 被褒賞者の選考に関する事項を審査するため、東根市技能功労者褒賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、6人以内の委員で組織し、次に掲げる区分に応じて市長が委嘱する。

（1） 副市長

（2） 商工会代表

（3） 業種団体代表

3 審査委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選によって選任する。委員長は、会議の議長となる。

4 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(選考の方法)

第5条 市長は、被褒賞候補者をその所属する団体の長などから推薦を受け、審査委員会に諮り、被褒賞者を決定するものとする。

2 団体等の長等は、被褒賞候補者の推薦をしようとするときは、東根市技能功労者推薦調書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（褒賞）

第6条 市長は、毎年褒賞を行うものとし、被褒賞者には、賞状とともに記念品を授与する。

2 褒賞を受けた者については、東根市の市報をもって公表し、更に東根市技能功労者褒賞者名簿（様式第2号）に登載して永く保存するものとする。

（褒賞の取消し等）

第7条 褒賞を受けた者の被褒賞者としての体面を汚すなどの行為があったときは、市長は、審査委員会に諮り、その褒賞を取り消すことができる。

（庶務）

第8条 審査委員会の庶務は、商工観光課において処理する。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、褒賞に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日告示第18号の1）

（施行期日）

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月1日告示第44号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（平成18年12月28日告示第73号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日告示第54号の2）

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号

東根市技能功労者推薦調書

年 月 日

東根市長 殿

推薦者

住 所

団体名

代表者

電 話

東根市技能功労者褒賞規程に基づき、次の者を推薦します。

記

ふりがな 氏 名		生 年 月 日 年令及び性別	年 月 日 男・女 (満 歳)
住 所			電話
就業地	事 業 所 名		
	所 在 地	電話	
職 種		経験年数	年

職歴	就業先	従事期間	従事年数	職務内容
		年月～年月	年箇月	
	計		年箇月	
免許・資格・賞				
推薦理由	他の技能者の模範と認められる、又はその職業における指導的立場にあると判断された実績等を記載ください。			

様式第2号

東根市技能労者褒賞者名簿

N O	表彰年月日	氏名(生年月日)	住所	備考
	年月日	(年月日生)		
	年月日	(年月日生)		